

## 宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の届出

### 備 考

#### 1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第 6 条の 2 各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

#### 2 「2 業務の内容」関係

- ① 「業務の種類」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。
- ③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあつては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあつては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

#### 3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。